

## 【障がい分】事業概要

## ○ 福祉・介護職員処遇改善支援事業

## (1) 対象事業所

表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス施設・事業所等（障害児入所施設、障害児通所支援事業所を含む（以下「施設・事業所等」という。））であって交付対象期間（令和6年2月から5月まで）の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月22日付け障発0222第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」及び「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年2月8日付けこ支障発第26号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱」（以下「障がい分の国実施要綱」という。）の「6 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

※ ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、障がい分の国実施要綱7（1）の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所等は、本事業の対象外とする。

※ 計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

## (2) 対象者

本事業による賃金改善の対象者は、(1)に勤務する福祉・介護職員とする。また、施設・事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

## (3) 交付額

$a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（表1）

なお、aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映されることとする。

## (4) 対象事業所数

約200法人（推計）

## (5) 交付スキーム

ア 県は、施設・事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）に対し、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、法人単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

- イ 各法人は、申請書を県へ提出する。
- ウ 県は、申請書を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。
- エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。
- オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。
- カ 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書を提出する。
- キ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。なお、過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

#### (6) 交付スケジュール

実施期間	内 容
令和6年4月1日 ～令和6年4月15日	各法人からの申請書受付
令和6年4月上旬 ～令和6年5月下旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和6年6月中旬以降～	県から交付決定通知の発送
令和6年6月下旬以降～	県から交付額の支払い
令和6年8月 ～令和6年10月	各法人からの実績報告書受付・審査
令和6年10月 ～令和6年11月	額の確定通知の発送、過払いがあった場合には返還手続き

表1 福祉・介護職員処遇改善支援事業対象サービス類型別交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%

共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。